

鹿 児 島 県 公 報

平成26年11月 4 日（火）第3057号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 2
- 肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 3
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 3

公 告

- 平成26年度ふぐ調理師試験公告（生活衛生課取扱い） 4
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（7件）（商工政策課取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第1044号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス13番	熊毛郡中種子町 牧川333番地	特定非営利活動 法人きずな	熊毛郡中種子町 納官5401-1	橋口まり子	平成26年 10月31日	通所介護
ユアアイ介護事業所	奄美市名瀬小俣 町3番50号	特定非営利活動 法人ユアアイ自 立支援の会	奄美市名瀬小俣 町3番50号	富山 佳郎	平成26年 12月 1 日	訪問介護

鹿児島県告示第1045号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
介護老人保健施設秋名の郷	大島郡龍郷町幾里字濱崎179番地	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成26年 11月30日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第1046号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
デイサービス13番	熊毛郡中種子町牧川333番地	特定非営利活動法人きずな	熊毛郡中種子町納官5401-1	橋口まり子	平成26年 10月31日	介護予防 通所介護
ユーアイ介護事業所	奄美市名瀬小俣町3番50号	特定非営利活動法人ユーアイ自立支援の会	奄美市名瀬小俣町3番50号	富山 佳郎	平成26年 12月 1 日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第1047号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地	平成26年 11月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1048号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
わかば薬局	西之表市西之表7186-1	平成26年 11月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1049号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年11月4日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成18年6月16日鹿児島県告示第1053号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表南種子町島間区域（熊毛郡南種子町島間の地区）の項を削る。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
南種子町島間区域 (熊毛郡南種子町島間の地区)	(1) 主として建網漁業を営む漁業 (2) 主としてはえ縄漁業を営む漁業 (3) 主として一本釣り漁業を営む漁業及び小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1050号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1311号	平成26年10月21日	平成32年10月20日	肉骨粉	牛肉骨粉（1号）	窒素全量 8.0 りん酸全量12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地

鹿児島県告示第1051号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）岩松地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年11月 5 日から同年12月 3 日まで
- 縦覧場所
曾於市役所耕地課
都城市役所農村整備課

鹿児島県告示第1052号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 作業の種類 公共測量（都市再生地籍調査事業）
- 作業の期間 平成26年10月20日から平成27年 3 月25日まで
- 作業の地域 鹿児島市東坂元一丁目、二丁目、四丁目、下伊敷三丁目及び伊敷台六丁目の各地内並びに田上四丁目及び田上台二丁目の各全部

公 告

平成26年度ふぐ調理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、平成26年度ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年11月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
平成27年 2 月18日（水）午前10時から午後 5 時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）
- 3 試験の方法及び試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 食品衛生大意（水産食品の知識を含む。）
 - イ 公衆衛生大意（法規を含む。）
 - (2) 実地試験
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
 - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定により調理師の免許を受けた後、県内の知事が指定したふぐを取り扱う施設において、ふぐ調理師の指導のもとに1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得した調理師
 - (2) (1)に掲げる調理師以外の調理師で、知事が(1)に掲げる調理師と同等以上のふぐの処理に関する知識及び技能を習得していると認めるもの
- 5 試験手数料
13,500円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 所定の受験願書
 - イ 調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し
 - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺型（縦7センチメートル、横5センチメートル）のもので、裏面に氏名を自書したもの）
 - エ 所定のふぐの処理知識技能習得証明書
4の(1)に掲げる施設（知事がこれと同等と認める県外の施設を含む。）において、1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したことを証する直接指導したふぐ調理師（これに相当する資格を有する者を含む。）の証明書
 - (2) 提出書類等の提出先
受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ調理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
 - (3) 試験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。
- 7 提出書類等の受付期間
平成26年12月 1 日（月）から同月19日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成26年12月19日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書等の用紙の交付
受験願書及びふぐの処理知識技能習得証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を

貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ国分

霧島市国分広瀬二丁目583番5 外3筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

(1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年5月30日

(2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年5月30日

3 意見の概要

(1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。

また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任をもって対処すること。なお、今回の変更後に周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行ない、了解を得ること。また、変更に伴い、空調施設など騒音等を発生する施設の配置については、近隣住民、事業所に隣接する箇所は避ける等配慮すること。

(2) 今回の変更により、児童・生徒の通学時間と重なり、通学道路に多くの車両が出入することとなるので、児童・生徒の安全確保の配慮が必要である。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ出水店

出水市今釜町800番

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成26年6月3日

3 意見の概要

(1) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、周辺住環境に十分配慮し、騒音対策を徹底すること。

(2) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。

(3) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化

及び再資源化に可能な限り努めること。

- (4) 工事の際は市道及び法定外公共物の施設を汚損しないこと。
- (5) 土砂、汚水、油等を用悪水路に流出させないこと。
- (6) 機材等の搬入搬出する際、道等の公共施設を汚損しないこと。
- (7) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。
- (8) 北東方面及び南東方面からの進入路として予定されている市道今釜津山線に通じる法定外道路は幅員が狭く、当該店舗に向かう車両が通行することにより他の車両の通行の妨げになる恐れがあるため、進入路の再検討を行うこと。
- (9) 出水市では、市内全域が景観計画区域であるため、延べ床面積が500平方メートルを超える建築物や4メートルを超える広告塔を新築する場合には、行為着手の30日前までに景観計画区域内行為届出が必要である。
また、当該地は屋外広告物の第3種制限地域であるため、敷地内の広告物の合計面積が20平方メートルを超える場合は、許可が必要である。
なお、出水市景観形成基準により屋外広告物等についても、使用できる色が制限されており、コーポレートカラーであっても、使用出来ない彩度等もあることから、出水市景観形成基準を満たすこと。
- (10) 国土利用計画法第23条第1項に規定する法定面積（5,000㎡）を超えているため、権利金・一時金を伴う地上権・賃借権の設定・移転を行った場合には、市へ「土地売買等届出書」の提出が必要となる。
- (11) 当該工事により上記に反するような事態が生じ、苦情等が発生した場合は、関係機関及び施設管理者に報告して指示を仰ぎ、自己の責任において迅速に処理すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー吉田店
鹿児島市本名町1098番1 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月9日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。
イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規

制基準を遵守すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー田上店
鹿児島市田上六丁目6番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月9日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
 - ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。
 - イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等行うこと。
 - (3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー西陵店
鹿児島市西陵六丁目21番15号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月9日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー武岡団地店

鹿児島市武岡二丁目28番地

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に係る届出

平成26年6月9日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年11月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー上荒田店

鹿児島市上荒田町26番4 外5筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年6月9日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

イ 開店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 駐車場の利用可能時間帯の変更に伴い、駐車場の利用時間帯が児童・生徒の登校時間と重なることから、児童・生徒の交通安全の確保や交通安全対策に万全を期し、十分な対策を講ずること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 時間外の自転車等の放置がなされないよう利用者へ案内及び、駐輪場の管理を行うこと。

イ 道路、歩道上へ店舗利用者が自転車等を駐車しないよう、駐輪場利用の案内や、誘導等を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、未届けのものについては早急に提出すること。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第116号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年11月4日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRパールセブンAS	マルホン工業株式会社	4P0946
ぱちんこ遊技機	CRモモキュンソード ～パカパカ8～ GLX	株式会社ソフィア	4P0954
ぱちんこ遊技機	CR真・花の慶次L3-K	株式会社ニューギン	4P0956
ぱちんこ遊技機	CRフィーバースター・ウォーズA	株式会社三共	4P0959
回胴式遊技機	真モグモグ風林火山2NB	ネット株式会社	4S0904